

深見地区まちづくり協議会 平成22年度「総会」開かる



発行 第2号
 2010(平成22)年
 5月14日(金)
 深見地区まちづくり協議会
 事務局
 深見地区公民館
 0978-44-4021

去る五月八日(土)午後七時より、深見地区公民館において永宇佐市長、二宮北部振興局長、岡本宇佐市教育長出席のもと今年度総会が開かれました。高齢化率四十二パーセントの深見地区がこれから取り組んでいく方向性が提起、承認されました。

午後七時、参加者数八十数名(百名予定)の参加者で始まった総会。

副会長の(自治会長・深見敏男氏)開会の言葉に続き、当協議会会長(小野恭徳氏)の挨拶、来賓の方々の祝辞をいただいた後、総会書記及び議事録署名委員の選出が行われ、議長選出の後議事に入りました。

事務局(清永五郎)から、前年度の事業報告と会計報告が行われ、引き続き今年度事業計画案と予算案が提案されました。

事業計画案に「取り組み時期を明記する」意見が出された上で全ての議案が認められ、今年度の活動の方向性が決まりました。

当初一時間程度を予定し



ていましたが、三十分オーバーしてしまいました。

市長をはじめとした来賓の方々も最後まで席を立たず、この「地域コミュニティづくり」にかける行政の並々ならぬ熱意を感じた総会でした。

確認された今年度の活動方針



昨年末から年明けにかけて、皆様方にご協力頂いた「深見地区まちづくりアンケート」をもとにして、本地区が抱える課題や皆様方の願い、地区の宝などを準備委員の手で整理し、四つの分科会(「教育文化部会」「生活環境部会」「地域づくり部会」「健康福祉部会」)で「何をすべきか」を明らかにする作業を進めてきました。

その結果、すぐにでも取り組みを始めることが望ましいものを事業案として提案しました。

【教育文化部会】

基本方針①

「子ども達がすくすくと育つ地域づくり」

活動計画

- 子ども体験教室
- 子ども達へのスポーツや遊び場支援

○お出かけ先生(爺婆先生、小学校へ行く)

基本方針②

「みんなで学び、みんなでスポーツのできる環境づくり」

活動計画

- ふれあい芸術会
- おらが村の自慢料理教室

【生活環境部会】

基本方針①

「みんなで協力し、犯罪や災害から生命・財産を守る安全安心な地域づくり」

活動計画

○自主「防犯・防災組織」づくり

基本方針②

「おこさず、あわず、交通事故のない地域づくり」

活動計画

- 運転マナーアップ活動の実施
- 交通安全施設・設備の維持活動

基本方針③

「ゴミのない、きれいな地域づくり」

活動計画

○「自慢の我が町」づくり活動の推進

基本方針④

「心が和む空間づくり」

活動計画

○花いっぱい運動

【地域づくり部会】

基本方針①

「みんなの力で住みよいまちづくり、コミュニティづくり」

活動計画

- チョット先進地視察研修
- 人・集落の交流体制づくり

基本方針②

「人と人との交流による活気あふれる



地域づくり」

活動計画

○活気あるイベントの開催

基本方針③

「農業のあしたが広がる地域づくり」

活動計画

○鳥獣被害状況調査の実施

基本方針④

「みんなの知恵を出し合い潤いのある地域づくり」

活動計画

○活き活き野菜生産運動

基本方針⑤

「情報・交通網整備による魅力ある地域づくり」

活動計画

○生活道路保存活動

基本方針⑥

「交流促進による活力あふれる地域づくり」

活動計画

○グリーンツーリズム活動への協力

基本方針①

「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」

活動計画

○お婆ちゃんの知恵袋・お爺ちゃんの伝統工芸伝承活動の推進

基本方針②

「みんなが健やかに暮らせる地域づくり」

活動計画

○「お互い様」運動の展開

基本方針③

「みんなが健やかに暮らせる地域づくり」

活動計画

○「みんなが健やか」推進運動の展開

基本方針④

「みんなが健やかに暮らせる地域づくり」

活動計画

○「みんなが健やか」推進運動の展開



お願い！

開拓のご協力

「ふるさと応援者」

深見地域出身のご親戚やお友達の方へお願いを

深見で生まれ育った……
かつて深見に住んでいた……
深見に父母や祖父父母がいる……
このような深見にご縁のある方々に「ふるさと深見を応援」していただきたいのです。つまり『深見地区まちづくり協議会』の応援です。

そのために、「宇佐市ふるさと応援寄附金」のご協力をお願いしていただきたいのです。

ご協力頂ける方がおられましたら、事務局までご一報をお願いします。

お願いの文書やパンフレット、振込用紙等必要な書類を先方へ送らせて頂きます。

安心して訪れる・暮らせるふるさと「うさ」づくり事業



「ふるさと」づくり事業
・グリーンツーリズム等の都市農山漁村交流の推進
・高齢者を地域で支える仕組みづくりの構築
・小規模集落や周辺地域の暮らしを維持する地域コミュニティの推進
このように取り組んでいます。

「もったいない」の気持ちで、環境美化・道路美化にご協力も

豊饒期に入り、皆様方がおかれましてはご多用な毎日をお過ごしのことかと存じます。さて、昨今の豊饒期、地域からみれば聞こえる声があります。今回は、その声を紹介しながら、皆様方へご協力のお願いをしたいと思います。

「田仕事の時期になること、近所の道路はひどい状態になる。トトラウターで田圃の土を持って上がって道路は泥だらけ土埃だらけ。天気がよいと土埃を巻き上げ、雨が降ると舗装道路も泥道になる。何かならならんかたなす……。」

地域の道路は生活道路です。みんなが気持ちよく生活しやすいするためにも、ある程度の配慮が大切だ。

時間のない中での作業であることは容易に想像できます。ただ、丹誠込めて立派な土づくりをしながら、その土を田圃の外へ出してしまっている状況、「もったいない」「思えば仕方ありません」環境美化の観点からだけでなく、「もったいない」の観点からも、僅かな時間と労力を注いで大切な土を田圃に戻すようご協力をお願いします。

ふるさと納税制度とは

自分が生まれ育った地域や、応援したいと思う地域への「思い」にお応えしようとする制度で、「寄附していただいた金額から5,000円を差し引いた金額」を居住地の個人住民税と所得税から一定額控除するものです。以下のような優遇措置が受けられます。

寄附金控除の計算イメージ(具体例)

▶給与収入700万円で夫婦2人のケース
(所得税の限界税率10%、住民税所得割額 293,500円)

寄附金4万円

適用限度額(寄附金控除の対象外)
5,000円

寄附控除対象3万5千円

住民税の税額控除3万1,500円

所得税の所得控除による税額軽減	住民税の基本控除額 (10%一律)	住民税の特例控除額 (所得税の限界税率に応じて90%~50%で変動このケースは、80%)
3,500円	3,500円	2万8,000円

注: 寄附控除の対象は「住民税所得割の1割」を超過する基本控除額に適用されるが、地方自治体により異なる寄附額とあり、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は各自治体のホームページを参照

優遇措置を受けるための手続き

- ◆税金の控除を受けるためには、寄附していただいた年(1~12月)の翌年の3月15日までに居住地の管轄の税務署で「確定申告」をしていただくことになります。
- ◆確定申告の際には、宇佐市が発行する領収日付の入った領収書が必要です。